

**障がい者差別解消法を
ご存知ですか**

【問合せ】福祉課 障がい福祉係
☎77316667

障がい者差別解消法は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も、ともに生きる社会をつくることをめざし、平成28年4月に施行されました。

対象となる人は

障がい者手帳を持つ人だけではなく、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、そのほか心身の機能に障がいがあり、障がいや社会の中にある障壁によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人です。

「不当な差別的取扱いの禁止」と

「合理的配慮の提供」

障がい者差別解消法では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

「不当な差別的取扱い」とは

正当な理由なく障がいがあるという理由だけでサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けるような行為です。

〈具体例〉

・「障がいがある」という理由だけでスポーツクラブに入れてもらえない、アパートを貸してもらえない

いなど
・お店に入ろうとしたら、車いすを利用しているという理由で断られた

**「不当な差別的取扱い」と
「合理的配慮の提供」**

	国の行政機関・ 地方公共団体 など	民間企業など
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮	法的義務	努力義務

「合理的配慮」とは

合理的配慮は、障がいのある人から「社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としている」との意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応する配慮のことです。

〈具体例〉

・車いす利用者が、建物の入り口に段差があり進めない場合、可動式のスロープなどを使って補助する
・意思を伝えあうために、絵や写真などのカード、タブレット端末などを使う

※福祉課窓口ではタブレット端末を設置しています。ご活用ください

高齢者世帯の訪問調査にご協力ください

【問合せ】福祉課 高齢福祉係
☎77316667

ひとり暮らしの高齢者などが安心して生活できるように、民生委員・児童委員が65歳以上の高齢者などの世帯状況調査に伺います。
実施時期 5月中旬～6月
対象世帯

- ・ひとり暮らしの世帯
 - ・高齢者のみの世帯
 - ・高齢者と15歳未満のみの世帯
 - ・重度障がい者のみの世帯
- 調査結果は、見守り活動や介護予防サービスの利用案内などに活用します。

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

【問合せ】福祉課 高齢福祉係
☎77316667

5月12日は「民生委員・児童委員の日」、12日～18日は「活動強化週間」です。民生委員・児童委員に対する理解を深め、自主的な活動を充実強化する期間としています。

平成29年度に民生委員制度創設

100周年を迎え、平成30年度は次の100年に向けて新たな一歩を踏み出しました。「活動強化週間」においては、関係団体が積極的なPR活動を展開します。

民生委員児童委員協議会では、これまで以上に民生委員・児童委員の存在と活動について、地域住民に理解を深めていただくために、広報・周知活動を計画しています。オレンジ色（六日町・塩沢地域）や黄色（大和地域）のブルズンを着用してPR活動を実施します。気軽にお声かけください。

民生委員・児童委員は、相談者の立場に立って、心配ごとや困りごとを解決するお手伝いをします。秘密は必ず守ります。安心してご相談ください。



八色の森市民まつりでの活動を終えて

※民生委員・児童委員の名簿を、10・11ページに掲載